

各課直通電話

総務課 ☎388-1111	福祉子ども課 ☎388-1116
税務課 ☎388-1112	建設課 ☎388-1117
企画課 ☎388-1113	水道課 ☎388-1118
環境経済課 ☎388-1114	教育文化課 ☎388-3231
住民課 ☎388-1115	会計課 ☎388-1119
健康介護課 ☎388-7171	議会事務局 ☎388-1110



日本脳炎予防接種(特例の対象者)

平成17年度から平成21年度までの積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方は、母子健康手帳で接種歴を確認し、なるべく早い時期に接種を受けてください。

【特例(無料接種)の対象者】

- ①平成11年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の方で不足分のある方の第1期、第2期
- ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの9歳以上13歳未満の方で不足分のある方の第1期、第2期

※接種間隔はかかりつけ医または福祉健康センターにご相談ください。

【実施医療機関】

「2019年度笠松町ほけんカレンダー」をご覧ください。(広報かさまつ3月号にて配布済み)

【持ち物】

予診票、母子健康手帳

※予診票をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持って福祉健康センターにお越しください。

【問合先】健康介護課 ☎388-7171



「緑の募金」活動へのご協力 ありがとうございました

令和元年「緑の募金」運動にご協力いただきましてありがとうございました。

皆さんからお寄せいただいた募金は、緑化推進事業に活用させていただきます。

募金総額 731,100円



骨髄等ドナー助成金

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄や末梢血幹細胞の移植、骨髄などの提供希望者の登録を推進するため、骨髄などの提供を完了した方と提供者を雇用する事業所に対して助成金を交付します。

【対象者】

- ①骨髄などの提供が完了した日において、笠松町内に住所を有する方
 - ②骨髄などの提供が完了した日において、①の方を雇用している事業所
- ※ただし、勤務先にドナー休暇制度がある場合や、他の団体から骨髄などの提供にかかる助成金の交付を受けている・受ける見込みがある場合は対象外となります。

【助成額】

助成の対象となる 通院・入院など	助成金の額	
	提供者本人	雇用事業所
健康診断のための通院	1日につき 20,000円	1日につき 10,000円
自己血貯血のための通院		
骨髄などの採取のための入院		
その他骨髄などの提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院・入院など		

※ただし、助成の対象となる日数は、1回の提供につき7日を限度とします。

【持ち物】

提供者本人	雇用事業所
・笠松町骨髄等ドナー助成金交付申請書兼請求書(ドナー用) ・骨髄バンクが発行する骨髄等提供証明書 ・ドナー休暇がないことを証明する書類(勤務先の就業規則など) ・印鑑	・笠松町骨髄等ドナー助成金交付申請書兼請求書(事業者用) ・骨髄バンクが発行する骨髄等提供証明書 ・提供者本人との雇用関係を証明する書類 ・印鑑

【申請期限】骨髄などの提供完了日から90日以内

【申請・問合先】健康介護課 ☎388-7171



物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社



岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367